Title	日本型政党政治における選挙のイメージ
Author(s)	山口, 二郎
Citation	北大法学論集, 45(1-2), 1-15
Issue Date	1994-07-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15571
Туре	bulletin (article)
File Information	45(1-2)_p1-15.pdf



# 日本型政党政治における選挙のイメージ

山 口 郎

北法45(1-2:1)1

三二一序

本稿の視角と構成 目 次

議会政治における選挙

日本の選挙 ―― 政権党の変質と選挙の意味変化 — 比較の枠組み

| 党支配の終焉と選挙の意味変化

### 序 本稿の視角と構成

制 からは、 H |度の抜本的な改革を行えば自民党政権の基盤は崩れると考えられた。 選挙制度改革をめぐる意見の対立であったことは、 自民党による長期支配の弊害や限界を打破するために選挙制度改革が不可欠と考えられ、 年 日本の政党政治は大きな変貌を遂げた。 自民党政権の継続と選挙制度との密接な関連を物語る。 自民党の分裂を引き起こした直接の契機が、 政党政治や政権運営のあるべき姿のイ 別の立場からは選挙 政治改革、 メージと ある立 とりわ

選挙制度に対する考え方が密接に連関し、その点に関する相違が政党の再編成を引き起こしたということもできる。

に、 な整理を行うことにしたい。 る。その際、 して連動したかを考察したい。 この論文のねらいは、 政界再編成と密接に関連した選挙制度改革の中でいかなる選挙のイメージが追求されているかを検討することにあ 日本の選挙の特徴を明らかにするために議論の最初に欧米の民主主義国における選挙の意義について簡単 日本の政党政治において従来選挙がいかなる意義や機能をもってきたかを明らかにするととも その上で、一党支配体制の定着の中で与党の機能の変化と選挙の機能の変化がどのように

ても厳密なつめが必要となることはいうまでもない。 この論文はあくまで日本政治の変化の捉え方に関する試行的な枠組みの提示であり、 その点をあらかじめお断りしておきたい。 その中で提起される概念につい

小

選挙区制をとり、

国民は個々の候補者を選ぶイギリスにおい

ても、

選挙の

第一

の

意義

は政権を担う政党を選

者が 政 議院内閣 Ų, ₺ る 議会制 権を担う政党と政権の追求する政策のパ 0 た組 行政府 を代表者としたい 織 制においては、 民主主義にお 政党の存在を不可避的にもたらすこととなる。こうした統合力をもった政党の存在を前提とすれ の最高責任者を国会議員の選挙によって指名する議院内閣制においては、 い 政権の獲得のために議会で安定した多数派を形成することが不可欠であり、 て、 かというよりも、 選挙は言うまでもなく国民が代表者を決定する仕組みとしてきわめて重要な意義をもっ ッ むしろい ケージを同時に選択するという意味をもつことに かなる政権を欲するかという意思の表明という意味をもっ 選挙における投票は、 なる。 そのことは規律 その て

独で過半数を制 されることで、 く政党を選択する。 国民の意思が政権の形成に現れることとなる。 する政党が存在せず、 したがって、 選挙の際の考慮の最大の 諸国においては、 連合政権が形成される場合でも、 比例代表制が採用されており、 基準は、 どの政党を政権につけたい 選挙で獲得した勢力が政党間の連合交渉に反映 国民は基本的に個 かという要素であ 単

Þ

の

政

治家では

フランス以外の大陸ヨーロッパ

ちの政策を公表し、 点にある (Crick, 1968)° イギリスの政治とは、 公約する。 たとえば、 選挙戦とは、 多数党の政策を実行することである。 森島通夫はイギリスの選挙について次のように述べて 自党の政策を説明 L 他党の政策を批判、 したがって総選挙に際しては、 攻撃することである。 Į, る。 各党は自分た 投票者は

「(イギリスの選挙制度は小選挙区制なので) 各党は一人しか候補者を出さない。 .補者がどのような人柄であるかよりも、 どの政党に属しているかで、 その人に投票するか否かを決め そうすると投票者は、 る。 L 候補者がどの 党

判断の際の最大の基準となる。

に属しているかを見て、

一九八八)

自分が支持する政策を宣言している党の候補者に投票せざるをえない。人に対して投票するの

論 森島も言うように、イギリスの選挙においては、 マニフェスト (政党の公約集) に対して投票するのである。」(森島、 首相候補者たる政党の指導者のイメージとマニフェストが投票者の

各選挙区における選挙運動も個人の名前ではなく、

政党名を表に出した形態をとる。

邦議会選挙では現職議員が圧倒的な優位に立ち、 益への貢献という要素が重要な判断基準となる。とくに後者の基準が投票者にとって重要であることの現れとして、 がって、指導者のイメージや政策パッケージは大統領選挙で考慮され、 では行政府の最高指導者を国民が直接選ぶため、議会の選挙と政権の構成とは結びつかない。 して議会で政権を支える安定した多数派を形成する必要がないことから、 大統領制をとるアメリカにおいては、 選挙の意義は議院内閣制におけるものとは異なっている。 立候補した現職議 「員の九割以上が再選されるという現象が起こってい 議会選挙においては政治家個人の資質や地元利 政党の組織的凝集性がきわ また、そのことの反映と 7 めて小さ メリカ の統治機 した 連

## 日本の選挙 政権党の変質と選挙の意味変化

る。

また、

議員と選挙区との紐帯が強いこともアメリカの特徴であろう。

#### (-)中選挙区制をめぐる諸問 題

をもってい 日本の統治構造は議院内閣制をとっている点で、 . る。 規範的な観点からは、 日本でも選挙によって政権の構成と政策パッ ヨーロ ッパ諸国と共通であるが、 ケージの選択が行われるべきとい 中選挙区制という独特の選挙制度 . ئ

ことになるが、 中選挙区制に起因するいくつかの要因がそうした意義を薄めているということができよう。

が って、 当然政党間の選択という側 単独で議会の過半数を制するためには政党は一つの選挙区に複数の候補者を擁立しなければ 面 が薄れ、 候補者個 人間の競争が展開されることとなる。 そこに地元に対する ならない

した

利

誘導が過剰になる契機が存する。

ば僅少となる。 定数が多く広い門であるがゆえに政治家同士の競争は激しいものとなり、 原則として三ないし五の定数を多数の候補者で争う結果、 投票行動のわずかな変動が結果を変えることから、 政治家はつねに落選のリスクにさらされる。 最下位の当選者と次点落選者の 支持基盤の強化のために地元に対 間 の票差がし する たが ば し

利益誘導に拍車が

かかることになる。

的 挙に近い 内閣制でありながら政権の選択という側面よりも、 :に議会で過半数を制する可能性を持たなかったことにより強化された。 以上の二つの要因から、 性質を持ってい るといえよう。 中選挙区制においては選挙は利益政治に深く組み込まれることとなる。 とくにそのことは、 個々の政治家の利益誘導能力を測るという意味で、 九五五年以 来自民党による一党支配が続き、 日本の選挙 7 メリカ型 野党が現実 は、 議院 Ø) 選

#### 長期 一党支配と選挙

さらに、 世界でも類例を見ない自民党による単独政権の長期継続という現象が、 選挙にいかなる影響を与えたか検討

#### してみたい

①政策実施過程における自民党議

員

議院内閣制のもとで、 法律や予算の作成・ 決定の過程で与党の議員と行政機関の官僚制とが密接な協力を行うことは

論

た政務調査会部会などの非公式の機関を設け、

九八七)。

どこの国でも共通してい |職につくことによって与党と官僚制の連携を確保する方式と、 る。 その場合、 イギリスのように与党の政治家が閣僚や大臣、 日本のように与党の中に省庁の分業システムに対応し 政務次官など行政機関 の 正 規

政策過程のあらゆる局面に対して与党議員の介入の仕方が定型化されていったといえよう。

自民党による長期政権の継続の中で与党議員と行政機関の官僚制と

の関係はきわめて密接となり

非公式の折衝を通して行うかという違い

はある

(James, 1992'

猪口、

関の行動について社会の側からみた予測可能性がきわめて低いこと、 13 場合のように行政府の裁量による利益配分の余地が大きいことが大きな特徴である。 とがあげられる 自身で作成する規範形式を用い、 出 の行使に対して大きな影響を与えうるという点に求められたのである や許認可の運用に大きな きいことも特色として指摘されなければならない。 つの特色として、 ぉ [来上がっ とくに重要な変化は、 ける利 益調 た法律や予算を運用する段階で行政機関の裁量行使に深く関与するようになった点である。 整につい (新藤、 何らかの政策変更を行う際に法律の改正という作業を官僚制は極力回避しようとし、 ては、 族議員と呼ばれる与党の政治家が法案や予算の起草作業という「政策作成」 「政治力」 一九九二)。また、 一九九三年まで行政手続法が未だ制定されていなかったことに示されるように、 行政指導などインフォーマルな政策実施手段を通して政策意図を実現しようとするこ を振るっていることが明らかにされたように、 政策の実施による利益配分については、 そして、各種の族議員研究で自民党の政治家が公共事業の箇所 政策の運用における行政機関の裁量 (山口、 一九八九、 族議員 法律の根拠をもたない予算補 さらに、 (の権・ 九九三)。 許認可など政策実施過程 力の源泉 段階だけでは はこの種 通達など行政 日本の行政 がきわ めて大 <sub>の</sub> 行政機 裁 助 づ 量 ij Ö

ビジネスが生まれたことにより許認可など規制の枠も広がった。 度成長以降、 経済活動が多様化し社会的な弊害も広がったこと、 また、 さらに経済の発展によって次々に新 自民党政権の継続の中で六○年代後半から七○ イプの

響を及ぼすことは 年 大臣などをメンバ 連絡関係を持つことも議院内閣制のもとでは当然起こりうる。 特定の政策分野に専門化することはほ て与党の政治家は立法過程ではなく、 九八九、 -代前半にかけて保守支持を回復させ、 与党の政治家が政策実施過程に深く関与するようになったことは、 広瀬、 ない ーとする内 一九八一)。こうして政府活動の拡大にともなって、 (Jordan and Richardson, 1987: James, 1992) ° 閣 委員会という公式の機関で行わ 政策の実施過程を官僚制とともに共管するようになったということが かの国でも起こることである。 自民党議員の支持基盤を培養するために様々な補助金が創設された れ しかし、 正規の官職を持たない また、 日本の政党政治の一つの特徴であろう。 また、 族議員の活 たとえばイギリスの場合、 与党の政治家が特定省庁の官僚制 政治家の専門分化も委員会レベ 動 の 場 政 は 治家 拡張され が 改策 政策の 7 0 調整 実施 つ できる。 **つ**カ ル と密接 過 は 政 程 治家 ル で 閣 こうし の法 僚 に影 な が

②選挙民の二層構

自民党の政治家が

政策実施過程における利益配分や利害調整にともなう裁量行使に深くかかわるようになった

案審議に関連して起こる現象である。

体を包括する普遍的 注 は、 ことが、 公共政 許認可 選挙にどのような影響を与えたの Ø) 策からの受益の性質や大きさによって選挙民を類別 獲得などが自らの生業にとって死活的な意味を持っているような人々と、 なサ ービス程度しか政府からの かを考えてみたい。 恩恵を受けて する必要が 党支配の継続の V) ない 人々とでは、 ある。 補助金の受給、 中での選挙の意味変化を考えるため 選挙に対する参 社会保険や義務教育など国民全 官公庁発注の事業 加 の 仕 方が異なる。 0)

性を指摘した 九八五、 従来の 阿部、 選挙研究でも、 ٠ \ د \ 新藤、 は、 川人、 政党 選挙の結果が受益の大きさに直ちに具体的な影響を及ぼし、 一九九〇)。 への帰属意識 ここで投票者を公共政策からの受益に関連して二つの層に分けることの の強さや政治への関与の度合いで有権者を分類する議論があっ それゆえに強い 動機付けを持 た (三宅、 必 葽

つ

北法45(1-2・7)7

説 響を被ることがないために動機付けが相対的に小さい層で、これを周縁部と呼ぶことにする。 て選挙に参加する層で、 これを中心部と呼ぶことにする。もう一つは、 選挙の結果によってもそれほど大きな直接的影

論 との前提を立てて、 受益に大きく依拠している職業を特定し、 中心部の投票者を把握するには、 与党の政治家に強いコネクションを持とうとする人間は、 自民党の政治家の後援会に組織化されている人間を中心部の投票者と推定することも可能であ 農業、 それらの従事者から中心部の投票者の規模を推定するという方法がありえる。 自営商工業、 建設業経営者など補助金、 政策に付随した受益を期待するという動機付けによる 税制、 公共事業の受注などで政策の

う。

た分析においては、 としてい 値観や評価基準に基づいて政治家を比較し、自らのもっとも好ましい政治家に投票するという自由な市民の存在を前 た要因と投票行動が結び付けられ、 宮沢内閣の支持率がひと桁のパーセンテージ、自民党の支持率が二〇パーセント台であったにもかかわらず、 !々の選挙区における与党政治家の選挙での強さを分析する際に不都合を起こす。たとえば、九三年七月の総 通 7 る。 ク 的 もちろん、 な投票行動分析においては、 政策による受益の大きさと投票行動との関連は捨象される。そしてそのことは、 選挙の全体的な傾向についてはそうした要因に注目した分析も有効であろう。 投票者は年齢、 党首のイメー 性別、 職業などによって分類される。 ジ、 政策に対する評価、 経済 パ フォ そのような分析は、 1 マンスとの ミクロレベルでの、 しか 相 議席 自ら 選挙で、 関 そうし とい は四 Ō 提 価 つ

た。 がって、当選を目指す候補者にとっては、 とくに衆議院の中選挙区制のもとで、 候補者は固い支持者の票を積み上げるという戦術をとることとなる 非大都市圏の多くの選挙区において当選ラインが五万から一〇万票の 政策からの受益に強い利害関係を持つ中心部の投票者の票がきわめて重要な (石川、 広瀬、 九八九)。 間 で した

○パーセントを占めたという結果を説明できないのである。

ろ

中

心

の投票者にとって、

う。 を 明らかなように、 は 獲得した票の中で中心部と周縁部の比重がどうなっているかを定量的に把握することも重要な課題ではあるが、ここで 意義を持つこととなる。 持っ その てい 間 題を論じる余裕 ると理解されてい 政治家自身の認識におい 中心部の投票者の行動を追跡することの意味はこの点からも明らかであろう。 は ない。 る点である。 ここで強調 て中心部の投票者の票を積み上げることが当選にとってもっ そのような認識 して おきたいことは、 は、 当選後の政治家の行動に当然大きな影響を与えるであ 政治家やその中心的な支持者 への インタビュ とも重要な意味 当選した議 1 員が か

裁量 団 与を根拠づける法制 受給は政治参加の強 分作業の核心が存する。 周 の行 あ をもたらす 縁部の人も享受する公共サービスは、 る 使がともなう。 は 企業を名宛人として財、 制 度の 度を制定しただけでは利益 V 誘因とはならない。 設計に参加してもしなくても受け取る受益は同じである。 その種の利益配分に関しては、 利益配分に対する与党政治家の関与のあり方を考えるうえで重要であ サー これに対して、 その性質上客観的な資格要件を満たす人々に均等に行きわたるも ビスの供与や特権の付与を行う の帰属先が確定しない。 つねに制度の運用、 中心部の人々が受ける公共サービ そうした根拠に基づ (ر) 政策の実施過程にお わ ゆる箇 その意味でもこの 所づ こスは、 H Ç) の作 て、 V 特 種 政 て、 業 の公共 定 府 から 0) 担当行政機関 ところに利益配 地 Ó ので 域 # 恩恵 Ì 職 ぁ ビ 業 Ō ス 付 集 の の

③中心部の投票者にとっての庇護と忠誠

県別 関 す についての研究である の得票と都道府県別 るも とも古典的な研究は、 の土地改良事業費との関係を調べた。 (広瀬、 広瀬道貞による参議院全国区 一九八一)。広瀬は一九八〇年の参議院全国区に立候補して当選したO それによれば、 (当時) の農林省OB候補 全国的傾向として次の二つが指摘 の得票と土地改良事 候 補 子業と の され 都 道 の

与党政治家に対する投票は公共政策による恩恵を受けるため

の必須要件である。

この

点に

北法45(1-2:9)9

説 有権者数には関係なく、 北 海道、 愛知、 東京、 土地改良事業の規模にぴったり対応している。 神奈川を除くと、 いずれも票と事業費の構成比の数字がきわめて近い。 〇候補の票は、 府県の

論 円~一二〇億円当たり一万票とすると、 全国平均では、 事業費一〇一億円当たり0候補の得票一万票である。 全国四七都道府県のうち二九府県がこの枠の中にはい 上下に二〇パーセントの幅をもたせて、 る。 八〇億

さらに、 愛知県における同候補の得票を市町別に調べた結果、 次のような事実が指摘される。

ほぼ土地改良区の市町別組合員数に比例してい

る。

市町の

有権者数の大小にはまったく関係

県内二つの土地改良区とも、 組合員二に対して〇候補の得票が の割合である。

な

0

候補の

市町別得票は、

対する選挙の支援を行うことが求められるわけである。 そうとする場合、 町村の職員 こうして、 機関から出された資料をもとに、 の ル である。 こうした集票活動は、 での得票の割当を決める。 ર્ષ 政策の実施を担当する行政機関と、 政策の実施過程に与党政治家が深く関与する場合、 農民も、 行政上の受益のために受益者や地方公共団体で政策の実施を担当する行政職員は、 近い将来における政策による受益のための必須の条件として、この与党候補への支援を行った 中央地方の土地改良政治連盟と地方公共団体の土地改良担当の公務員によって行われ そして、 政治連盟が土地改良事業の規模および土地改良区の組合員数に応じて府県、 市町村の土地改良担当職員と土地改良区の幹部が組合員 政策の受益者の二種類のアクターが与党候補の選挙を支えた。 あるいは中央省庁自体が自らの 組織から政治家を送り出 への 周 それらの政治家に 知徹 底を図 府県 市町 た。 行政 市 る。 村 レ

者に対して建設業者が労働力と資金を提供していることが報道される(日本経済新聞社、一九八三)。

広瀬の研究のような体系的なものはない

が、

選挙のたびに自民党候補

補助金、

許認可、

衆議院選挙や参議院の選挙区選挙については、

北法45(1-2:10)10

手続きとして自民党の政治家を応援してきたことは推認され 公共事業の受注などに関して行政機関に利害関係をもつ中心部の投票者が各種の選挙において、 受益のための不可欠の

できる。 政策の決定という威嚇によって、 を加えることによっても拡大することができた。 を調達するという点で、 経済部、 きではなく、 の不利益な仕打ちの可能性を示唆することで、 中 また、「企業締め付け」が著しいといわれた一九九○年の衆議院選挙においては、 部の投票者層は、 政権政党が固定化することによって、 一九九一)。つまり、 政策による損失を回避するための手続きとして選挙への協力を強いられたわけである 自立性を強めたということができる(山口、一九八九)。 プラスの恩恵をもたらす政策を広げることによっても、 従来政策による受益の恩義を感じていない企業の経営者を、 政策に密接な利害関係を有する「中心部」の投票者へと引きずり込んだということも 企業からの資金や票の支援を引き出した。この場合は受益のための手続 与党は利益の供与のみならず不忠誠に対する制裁の威嚇によっても支持 それは、 投票者に対して選挙の結果にかかわりなく常に自民党政権 マイナスの損失をもたらす 自民党が業界に対して増税その 自民党は増税など不利益な (毎日新聞 政 策 政 治部 0 威 他 が

如した状況では選挙が裁量的な政策による利益配分と密接に結びつくのである。 展望を示しえない 継続するという確信をもたせることによって可能となった。一党支配が永続し、 状況では、 合理的な行動者はそうした予測を行うの が当然である。 自民党以外の政党が政権獲得に かくして、 政権交代の可能性 たる が 欠

論

## 三 一党支配の終焉と選挙の意味変化

() 中心部の投票者の揺らぎ

に荷担していることは、「改革派」の政治家が指摘するとおりである(小沢、 区制のもとで、 仕組みに対する周縁部の投票者の批判が強まったことが、大きな政治変動を引き起こした一つの要因であろう。 ことが、 った。腐敗事件は単なる倫理問題として論議されたのではなく、業界と族議員と監督官庁の三角形が既得権を温存する 九八〇年代の末以来、 消費者の利益を損ない、 与党の政治家が政策実施過程の利益配分に深入りした結果、 日本の政治では大規模な腐敗事件が政権政党を動揺させ、ついに一九九三年の政権交代に至 国際的な摩擦を引き起こす原因として捉えられるようになった。このような既得権 政治家自身が政策の硬直化や既得権 一九九三)。この点に関する政治家自身の 中 の温存 選挙 の

ある。 L か 中心部の投票者自体にも既存の受益の構造から離反する要因が存在したことは見逃すことのできない変化

欲求不満が自民党の分裂、政権交代を引き起こした直接的契機であった。

う顕著になっている(石堂、 に農家にとっての受益とはいえないという指摘が行われてい に田圃の拡大をしても減反で稲作の規模拡大はできず、 ば物的施設の整備の完成によって新たに政策を実施して財・サービスの提供を行う余地がなくなるという変化である。 第一は、 土地改良事業を中心とする農業基盤整備事業については、 政策空間の飽和化によって起こる政策の限界効用の低下という現象である。 一九九三)。基盤整備事業が農家の生産基盤の強化としてストックを作り出すのに役立つ 農家自身の受益者負担金の重みを考えれば土地改良事業が る。 その後一九八〇年代には各地でこうした矛盾は 既に前記広瀬の研究において一九八〇年代はじめ 政策空間の飽和化とは、 たとえ いっそ

に対する忠誠心を低下させる要因となったと思われる のではなく、 建設業者に対する需要の創出というフローとしての意味をもつ。そうした変化が中心部の選挙民の自民党 (石川、 カーティス、一九八三、山口、一九九三)。

継続について懐疑的になったという点である。 因となったと思われる。 影響を与えたとい ら情報を得ることによって受益と投票の連関を理解していた 会などを通して地元の政治家から直接聞く情報が大きな意義をもっていた時代には、 とりわ 農産物市場の開放など従来の受益をもたらした政策自体が大きく転換する可能性が け政治に関するメディアの多様化、 えよう。 受益の 継続に対する期待の低下が、 政治や政策に関する情報の量が相対的に少なく、 中央地方の情報格差の縮小が、 (広瀬、 中心部の投票者の自民党に対する忠誠心を低下させる 一九八一)。これに対して、 中心部の投票者の政策に対する期待に 中心部の投票者は地 高まり、 後援会主催 八〇年代に進んだ情 受益者が受益 元の の 政 玉 治 [政報告 家か 要 O

## 政権交代と選挙の変容

ずである。 党支配の終焉によって、 たびたび繰り返して述べたように、 政策による受益と族議員に対する支持との間の安定した交換関係は当然終わりを告げるは 自民党政権が当分継続することが政治家にも国民にも 首明で か

が政 制 もちろん一 の時代のような単一政党による長期政権の継続というシナリオが現実味を失うことによって、 また、 権をとるか予測できないという状態が恒常化すれば、 選挙における族議員への貢献が公共政策からの受益にとって不可欠の要件となったのである。 面におい 自民党の て投票者の意識の流動化が一党支配を動揺させたということも言えるであろう。 政治家の側 b 中心部の投票者に対して支持・ 受益を求める中心部の投票者の政党支持も 忠誠 の継続を要求する際の説得力を失うことに ますます投票行 しか 他方で、 流動化するであ Ļ 五五年体 動 なる。 の 政

流

動化が促進されるといえよう。

論 治家にとっても中心部の投票者から積み上げていく票と、 選挙制度改革によって小選挙区が導入されれば、 周縁部の投票者から取り込む票との組み合わせを変えること 当然当選に必要な票数は増加する。そうすると、 自民党の政

が必要になるであろう。したがって、中心部の投票者に対する依存の度合いが下がることが起こりうる。

流動化とともにそうしたパターンが崩れることが予想される。 いずれにしても、選挙と政策の受益とが密接に結合したのは五五年体制における特殊な現象であり、 今後政党政治

#### ≪引用文献≫

阿部・新藤・川人、一九九〇、『概説日本の政治』東京大学出版会。

石川真澄、ジェラルド・カーティス、一九八三、『土建国家ニッポン』光文社。

石川真澄、広瀬道貞、一九八九、『自民党』岩波書店。

猪口孝、岩井奉信、一九八七、『族議員の研究』日本経済新聞社。 石堂徹生、一九九三、「土地改良事業の破綻」『エコノミスト』一九九三年九月七日。

小沢一郎、一九九三、『日本改造計画』講談社。

カルダー・K、一九八九、『自民党長期政権の研究』文芸春秋。 新藤宗幸、一九九二、『行政指導』岩波書店。

毎日新聞社政治部・経済部、一九九一、『政界と財界』アイペックプレス。 日本経済新聞社、一九八三、『自民党政調会』日本経済新聞社。

一九八五、『政党支持の分析』創文社。

旦郎、 一九八八、『サッチャー時代のイギリス』岩波書店。 一九八九、『一党支配体制の崩壊』岩波書店。

の

#### 同、一九九三、『政治改革』岩波書店。

Crick, B., 1968, The Reform of Parliament, Weidenfeld and Nicolson.

James, S., 1992, British Cabinet Government, Routledge.

Jordan and Richardson, 1987, British Politics and the Policy Process, Allen and Unwin.

本研究は文部省科学研究費(国際共同研究)の助成を受けている。